

「全国労働衛生週間に向けて」 新居浜労働基準監督署長 三好剛史

本年も、第71回を迎える「全国労働衛生週間」を、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとし、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施いたします。

全国労働衛生週間は、この期間中、各職場での自主的活動を通じて、職場環境の改善や健康の保持増進を行い、労働衛生に関する労働者の意識を高めて、安心して健康に働ける職場づくりを推進するものです。

労働衛生分野での労働者を取り巻く状況を見ると、定期健康診断による有所見率は全国、県下で上昇を続けており、当署管内でも令和元年度は51.9%（前年度+1.8%（HP参考資料参照））と半数を超える労働者に何らかの所見がある状況です。全国の過労死等の状況を見ると、脳・心臓疾患による労災請求件数は近年再び増加傾向にあり、令和元年度は936件（支給決定216件（HP参考資料参照））となり、また、精神障害による労災請求件数は右肩上がりで見られ、令和元年度は2060件（支給決定509件 いずれも過去最多（参考資料参照））となっています。当署管内においても、これらの労災請求件数は増加傾向にあり、支給決定を行っている状況です。

過重労働防止対策、メンタルヘルス対策がより一層重要な情勢であるとともに、就労者が増加している高年齢労働者の健康づくり、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害防止などの取組が重要となっております。

2018年度から2022年度までの5か年間の取組を示す「愛媛第13次労働災害防止推進計画」（以下「推進計画」という。）では、労働衛生分野に関し次の数値目標を掲げています。

- 仕事の不安、悩み等の相談先がある労働者割合 90%以上
- メンタルヘルス対策取組事業場割合 80%以上
- ストレスチェック実施事業場割合 70%以上
- 全化学物質の安全データシート（SDS）の交付による確認実施事業場割合 80%以上
- 第三次産業・貨物運送業の腰痛による死傷者数を5%以上減少
- 計画期間の熱中症による死亡者数を前5年間と比較して50%以上減少

本年度は、この推進計画の3年度目、中間年です。

当署でも、この目標達成に向けて、本腰を入れた取組の推進を図る必要があります。

また、今後も、仕事と治療の両立支援の機運醸成を図る「“治療+仕事=両立”企業宣言」の宣言（現在、管内3企業が宣言実施（HP(8)(カ)参照））に向けた支援や、本年3月に示された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン（HP(4)(ア)参照））」による高年齢労働者の特性に配慮した取組の推進を図ることとしております。

皆様の事業場におかれましても、全国労働衛生週間の実施に関し、これらの取組の推進を図っていただきたいと思います。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（1.密閉空間、2.密集空間、3.密接空間）を避けることを徹底しつつ、労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとしています。ご理解とご協力をお願いします。